

## 令和2年第8回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年8月26日（水）午前10時00分から10時39分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第18号 非農地証明願について
- 第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 下限面積の設定協議について
- 第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	都築 広行
書記	平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がお揃いですので、ただいまより令和2年第8回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

10番宇藤誠朗委員が、所用のため遅れてくるとの連絡が入っております。

出席委員は、ただいま10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定さ

れた定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、8番 三谷晴喜委員、9番 上池如夫委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第17号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第17号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外4筆で申請理由は贈与です。登記地目、現況地目ともに畑となっており、合計面積は4,154㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

8月12日に代理人立会いのもと、担当委員の北村委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料20ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地のすべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、今回の申請農地が4,154㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地のすぐ付近にある住宅の贈与を受け、既に行われているゼンマイの耕作を今後も同様に行うとのことで、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり8月12日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第17号について、担当委員の説明を求めます。5番 北村栄治君。

〔北村委員〕

はい、5番の北村です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は申請農地にてゼンマイの耕作を行うとのことで、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件だと考えております。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし) (10番宇藤誠朗委員到着)

ないようですので、採決をいたします。議案第17号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第18号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、21ページをご覧ください。議案第18号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町 XXXXXXXXXX、外1筆で、台帳地目は田、畑、現況地目は山林原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについても、8月12日に担当委員の北村委員と事務局都築及び平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は長らく耕作が行われておらず、雑木や植林によるヒノキが生えており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第18号について、担当委員の説明を求めます。5番北村栄治君。

〔北村委員〕

はい、5番の北村です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は長年農地として使用していないため、航空写真のとおり山林原野化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第18号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に、日程第4、議案第19号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

[事務局書記]

はい、28ページをご覧ください。議案第19号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外2筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに田、畑となっており、合計面積は3,192㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

8月13日に譲受人、代理人立会いのもと、担当委員の小笠原章仁委員と事務局平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料45ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地のすべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、36ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、今回の申請農地が3,192㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地の維持管理を既に行っており、また自宅もすぐ近くであることから、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり8月13日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

それでは、議案第19号について、担当委員の説明を求めます。7番小笠原章仁君。

[小笠原章仁委員]

はい、7番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたように、譲受人は以

前から申請農地の維持管理を行っておりまして、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第19号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、議案第20号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、46ページをご覧ください。議案第20号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の1筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに畑となっており、面積は353㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

8月13日に譲受人立会いのもと、担当委員の宮川委員と事務局都築及び平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料61ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地のすべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、54ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地面積は今回の申請農地を合わせまして7,865㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地付近の農地を一体的に管理しており、自宅も近く、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件についての現地調査について

も、先に述べたとおり8月13日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第20号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重君。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人はこの付近の農地の管理を一体的に行っており、申請地では柚子の耕作を行うということで、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第20号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第6、下限面積の設定協議について議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、「下限面積の見直し」について説明いたします。お手元の配布資料をご覧ください。農地法3条の農地売買の基準となる下限面積については、本町では平成21年に30アールに引き下げて以来変更はありません。下限面積は、毎年見直しを行うことが望ましいとされており、昨年も8月に協議されております。本町が昨年30アールと設定した理由は、「①高齢化による耕作放棄地の増加が懸念される中、やる気のある担い手や新規就農者が参入しやすい環境を整える必要がある。②農業経営が効率的かつ安定的に継続して行うためには最低30アール程度の農地が必要である。」としたためです。

次に高知県下の下限面積をご覧ください。50アールは2カ所、40アールは5カ所、30アールは19カ所、20アールは1カ所、10アールは7カ所となっております。嶺北地

域についてはすべて30アールです。

県下で30アール以上の市町村が30カ所と多い理由は、限りある農地の有効利用を図るため、零細規模経営体が発生するのを抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対して農地の利用を集積することが重要と言う観点からです。

続いて、別紙の2015年の本町の農林業センサスの結果をご覧ください。

経営耕作面積別で見ると、30アールから1ヘクタールの耕地面積規模の経営体が221経営体と全体の80%となっております。

また、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の中でも、営農モデルの例示として30アール未満の例は、施設花卉の単一経営だけとなっております。

以上のことから、下限面積については、現状の30アールで支障はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

〔議長〕

事務局の説明が終わりましたが、ここで休憩いたします。

(休憩)

会議を再開いたします。

ただいま説明のありました下限面積の設定協議について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

それでは、下限面積の設定協議について採決を取りたいと思います。大豊町の下限面積について、現状どおり30アールとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

挙手全員ですので、大豊町の下限面積の設定については30アールとすることと決定いたします。

次に、日程第7その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・9月の農業委員会総会の日程について（9月24日木曜日午前10時からを予定）

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第8回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 8番 \_\_\_\_\_

署名委員 9番 \_\_\_\_\_